

参 考 资 料

20科・学審第36号
平成21年1月23日

文部科学大臣
塩谷立殿

科学技術・学術審議会
会長 野依良治

「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」の
改定について（建議）

文部科学省における研究及び開発に関する評価については、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成17年3月29日内閣総理大臣決定。以下、「大綱的指針」という。）及び「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」（平成17年9月26日文部科学大臣決定。以下、「文部科学省評価指針」という。）に基づき、研究者の自由な発想と研究意欲を源泉とする学術研究から、特定の政策目的を実現する大規模プロジェクトまで広範にわたる研究開発の特性を踏まえつつ、公正・透明な評価が実施されるとともに、評価結果の資源配分への適正な反映、評価体制の整備等が図られてきたところであります。

また、先般、総合科学技術会議において、大綱的指針の見直しが行われ、平成20年10月31日に新たな大綱的指針が内閣総理大臣決定されております。

科学技術・学術審議会では、このような状況を踏まえ、文部科学省評価指針を6つの観点（①新たな研究を見出し、発展させ、人材育成面においても成果を生み出す研究開発活動を促す評価の実施、②創造へ挑戦する研究者を励まし、優れた研究開発を見出し、伸ばし、育てる評価の実施、③評価結果を次の研究開発につなげ、成果を国民・社会へ還元する的確で実効ある評価の実施、④過重な評価作業負担を回避する機能的で効率的な評価の実施、⑤世界的視点からの評価の実施、⑥評価資源の確保や評価支援体制の強化）に基づき見直しについての検討を重ね、その結果、文部科学省評価指針（改定案）を別添のとおり取りまとめましたので、文部科学省設置法（平成11年法律第96号）第7条第1項第2号の規定により建議します。

なお、本審議会としては、本建議を踏まえて、文部科学省の所掌に係る研究開発について評価が適切に行われ、我が国の科学技術及び学術の一層の振興が図られることを期待します。

科学技術・学術審議会

委員名簿

会 長	野 依 良 治	独立行政法人理化学研究所理事長
会長代理	野間口 有	三菱電機株式会社取締役会長
	青 野 由 利	毎日新聞社論説委員、兼科学環境部編集委員
	飯 野 正 子	津田塾大学長
	石 田 寛 人	金沢学院大学長
	石 田 瑞 穂	独立行政法人海洋研究開発機構地球内部変動研究センター特任上席研究員
	石 原 和 弘	京都大学防災研究所長
	井 上 孝 美	財団法人放送大学教育振興会理事長
	今 脇 資 郎	独立行政法人海洋研究開発機構執行役
	上 野 ひろ美	奈良教育大学教育学部教授
	檜 谷 隆 夫	日本公認会計士協会常務理事
	唐 木 幸 子	オリンパス株式会社研究開発センター研究開発本部基礎技術部長
	北 澤 宏 一	独立行政法人科学技術振興機構理事長
	國 井 秀 子	リコーソフトウェア株式会社取締役会長
	佐々木 毅	学習院大学法学部教授
	笹 月 健 彦	国立国際医療センター名誉総長
	澤 岡 昭	大同工業大学長
	白 井 克 彦	早稲田大学総長
	鈴木 厚 人	高エネルギー加速器研究機構長
	鈴木 賢 一	日本水産株式会社元相談役
	柘 植 綾 夫	芝浦工業大学長
	土 居 範 久	中央大学理工学部教授
	中 西 友 子	東京大学大学院農学生命科学研究科教授
	西 山 徹	味の素株式会社技術特別顧問
	長谷川 昭	東北大学名誉教授
	平 野 眞 一	名古屋大学総長
	深 尾 昌一郎	福井工業大学工学部教授
	深 見 希代子	東京薬科大学生命科学部教授
	三 宅 なほみ	東京大学大学院教育学研究科教授
	室 伏 きみ子	お茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科教授

科学技術・学術審議会 研究計画・評価分科会

委員名簿

分科会長	澤岡昭	大同工業大学長
分科会長代理	土居範久	中央大学理工学部教授
	青木節子	慶應義塾大学総合政策学部教授
	青野由利	毎日新聞社論説委員、科学環境部編集委員
	石田寛人	金沢学院大学長
	板生清	東京理科大学総合科学技術経営研究科教授、東京大学名誉教授
	井上孝美	財団法人放送大学教育振興会理事長
	片山恒雄	東京電機大学未来科学部特別専任教授
	唐木幸子	オリンパス株式会社研究開発センター研究開発本部基礎技術部長
	北澤宏一	独立行政法人科学技術振興機構理事長
	國井秀子	リコーソフトウェア株式会社取締役会長
	小池勲夫	琉球大学監事
	笹月健彦	国立国際医療センター名誉総長
	笹之内雅幸	トヨタ自動車株式会社理事
	杉山武彦	一橋大学長
	田中知	東京大学大学院工学系研究科教授
	谷口郁子	イムノエイト株式会社代表取締役社長
	土岐憲三	立命館大学教授、歴史都市防災研究センター長
	中西重忠	財団法人大阪バイオサイエンス研究所長
	中西友子	東京大学大学院農学生命科学研究科教授
	西岡秀三	独立行政法人国立環境研究所特別客員研究員
	西山徹	味の素株式会社技術特別顧問
	原早苗	埼玉大学経済学部非常勤講師
	平野眞一	名古屋大学総長
	深見希代子	東京薬科大学生命科学研究科教授

**科学技術・学術審議会 研究計画・評価分科会 研究評価部会
委員名簿**

部会長	笹月健彦	国立国際医療センター名誉総長
部会長代理	平野眞一	名古屋大学総長
	相原博昭	東京大学大学院理学系研究科教授
	青木節子	慶應義塾大学総合政策学部教授
	有本建男	独立行政法人科学技術振興機構社会技術研究 開発センター長
	岩田博夫	京都大学再生医科学研究所教授
	大隅典子	東北大学大学院医学系研究科教授
	大泊巖	早稲田大学理工学術院教授
	小川健司	独立行政法人情報処理推進機構 I T 人材育成 本部参事
	後藤滋樹	早稲田大学理工学術院教授
	小林信一	筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授
	諏訪牧子	独立行政法人産業技術総合研究所生命情報工 学研究センター主幹研究員
	田島文子	広島大学大学院理学研究科教授
	東嶋和子	科学ジャーナリスト
	永田潤子	大阪市立大学大学院創造都市研究科准教授
	中西友子	東京大学大学院農学生命科学研究科教授
	西島和三	持田製薬株式会社医薬開発本部主事
	野田哲二	独立行政法人物質・材料研究機構理事
	花木啓祐	東京大学大学院工学系研究科教授
	番場信夫	財団法人新技術開発財団事業部長
	平澤洽	東京大学名誉教授
	広瀬幸雄	金沢大学大学院特任教授
	宮部義幸	松下電器産業株式会社役員
	持田澄子	東京医科大学医学部教授

科学技術・学術審議会
「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」
の審議経過

平成20年

- 10月22日 研究評価部会（第31回）
○「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」の見直しにおける検討の視点の審議
- 11月21日 研究評価部会（第32回）
○評価指針（改定案）の審議
- 12月11日 研究評価部会（第33回）
○評価指針（改定案）の審議
- 12月16日～26日
評価指針（改定案）に対する一般からの意見募集

平成21年

- 1月19日 研究計画・評価分科会（第29回）
○評価指針（改定案）の審議
- 1月23日 科学技術・学術審議会総会（第27回）
○評価指針（改定案）の審議、評価指針の建議

「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」 改定のポイント

研究開発力強化法*の制定等による研究開発強化への取り組みに対応して、より実効性の高い研究開発評価の推進を図るため、平成20年10月に「国の研究開発評価に関する大綱的指針」(以下「大綱的指針」)が新たに内閣総理大臣決定されたことに伴い、以下の6つの観点から改定。

(1) 大綱的指針改定を受けての見直のポイント

- ① **優れた研究開発の成果を次の段階の研究開発に切れ目なく連続してつなげ、研究開発成果を国民・社会へ還元する、的確で実効ある評価を実施**
 - ・ 評価は、原則として外部の専門家等を評価者とする外部評価により実施
 - ・ 成果に係る評価結果が次の研究開発につながるよう必要に応じて事後評価を終了前に実施
 - ・ 追跡評価の一層の定着を促進し、その成果を次の研究開発の企画立案や評価の実施方法等に適切に反映

- ② **研究者及び研究開発機関の研究開発への積極・果敢な取り組みを促し、また、過重な評価作業負担を回避する、機能的で効率的な評価を実施**
 - ・ 評価結果を誰がどのように活用するのか、その主体ごとの役割や責任をあらかじめ明確にし、関係者に通知するとともに、評価結果を適切に活用
 - ・ 研究開発の特性、規模に応じて、適切な範囲内で可能な限り評価の簡略化を行い、評価活動を効率的に行う
 - ・ 目標の設定やその達成状況等に関して、被評価者が自己点検・評価を行い、評価者はその内容を評価に活用
 - ・ 優れた評価者を養成・確保するため、評価者の社会的地位の向上と研究者が評価者となることのインセンティブを高める取り組みを推進

- ③ **国際競争力の強化や新たな知の創造などに資する成果の創出を促進するよう、世界的な視点から評価を実施**

- ・ 研究開発のグローバル化に対応して、研究開発評価についても世界的に高い水準のものとなるよう評価方法を設定
- ・ 海外の専門家や豊富な海外経験を有する研究者等を評価者として活用

(2) その他の見直しのポイント

① 新たな研究を見出し、発展させるとともに、人材育成面においても成果を生み出す研究開発活動を促すための評価を実施

- ・ 副次的な成果や理解増進、研究基盤の向上、さらに、当該研究が次代を担う若手研究者の育成にいかに関与したかなど、次につながる成果を幅広く捉えた評価を実施

② 創造へ挑戦する研究者を励まし、優れた研究開発を見出し、伸ばし、育てる評価を実施

- ・ 当初計画で予期し得なかった成果にも対応していく評価を実施
- ・ 副次的な成果や理解増進、研究基盤の向上、さらに、当該研究が次代を担う若手研究者の育成にいかに関与したかなど、次につながる成果を幅広く捉えた評価を実施（再掲）

③ 評価の実効性を上げるため、必要な評価資源を確保し、評価支援体制を強化

- ・ 評価事務局職員等を持続的に養成・確保していくために有効な対応策の構築とキャリアパスを確立する取り組みを推進
- ・ 優れた評価者を養成・確保するため、研究者が評価者となることのインセンティブを高める取り組みを推進（再掲）

* 研究開発システムの改革の推進等による研究開発力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成20年法律63号）

文部科学省における研究及び開発に関する評価指針

概 要

1. 経緯及び位置付け

- 平成20年10月に「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（以下「大綱的指針」）が新たに内閣総理大臣決定されたことに伴い改定。
- 本指針は、文部科学省の所掌に係る研究及び開発（以下「研究開発」）に関する評価の基本的な考え方を示したガイドライン。文部科学省内部部局は、大綱的指針及び本指針に基づき評価を実施。研究開発機関等は、本指針を参考に、自らがその特性や研究開発の性格等に応じて評価システムを構築し、それぞれ適切な方法により評価を実施。

2. 改定の観点

以下の6つの観点から改定。

- 新たな研究を見出し、発展させるとともに、人材育成面においても成果を生み出す研究開発活動を促すための評価を実施。
- 創造へ挑戦する研究者を励まし、優れた研究開発を見出し、伸ばし、育てる評価を実施。
- 優れた研究開発の成果を次の段階の研究開発に切れ目なく連続してつなげ、研究開発成果を国民・社会へ還元する、的確で実効ある評価を実施。
- 研究者及び研究開発機関の研究開発への積極・果敢な取り組みを促し、また、過重な評価作業負担を回避する、機能的で効率的な評価を実施。
- 国際競争力の強化や新たな知の創造などに資する成果の創出を促進するよう、世界的な視点から評価を実施。
- 評価の実効性を上げるため、必要な評価資源を確保し、評価支援体制を強化。

3. 主なポイント

（1）評価の主たる意義

- 評価の主たる意義
 - ① 創造へ挑戦する研究者を励まし、優れた研究開発を見出し、伸ばし、育てる。
 - ② 柔軟かつ競争的で開かれた研究開発環境の創出。
 - ③ 研究開発施策等について、幅広い視点から実施の可否を適切に判断するとともに

に、見直し、より優れたものにする。

- ④ 研究開発活動の透明性を向上し、説明責任を果たし、国民の理解と支持を得る。
- ⑤ 評価結果の資源配分への反映等、資源の有効活用を図る。既存活動の見直しにより、新たな研究への取り組みの拡大を図る。

(2) 評価システムの構築

- 評価は研究開発の企画立案や研究開発を的確に実施するなど、戦略的な意思決定を行うための重要な手段であることを十分認識した上で、研究開発を企画立案、実施、点検・評価し、その結果を次の企画立案等へ反映する、という循環過程を確立。
- 個々の研究開発課題や研究者の業績評価から、機関や制度の評価、さらには研究開発戦略等の評価といった評価の階層構造をなす、様々な評価を有機的に連携。
- 評価の検証を適時行い、評価の質の向上や評価システムの改善に努める。その際、各階層における評価が指針等に沿って適切に行われているか、無駄な評価や形式的な評価になっていないか、評価実施主体・評価者・被評価者間で十分なコミュニケーションがとれているかなどに留意。

(3) 関係者の役割

- 文部科学省内部部局は、自ら評価を行うとともに、研究者や機関等の自律的な取り組みを補完するため、評価システムの構築・運営、評価環境の整備を実施。
- 研究開発機関等は、研究者が創造性を発揮し、優れた研究開発を効果的・効率的に実施できるよう、評価システムの構築・運営を実施。
- 評価者は、責任と自覚を持ち、厳正かつ公正に評価。適切な助言を行うなど、創造へ挑戦する研究者を励まし、優れた研究開発を見出し、育て、伸ばす視点に配慮。
- 研究者は、国費の支出を受けて研究開発を行う責任の自覚と研究活動の改善・活性化にとって評価が重要であることを認識。自らの評価に自律的に取り組むとともに、外部評価・第三者評価には、自発的かつ積極的に協力。

(4) 評価における過重な負担の回避

- 研究開発課題・施策・機関といった階層構造の中で複数の評価を行う場合等においては、可能な限り既存の評価結果を活用。
- 研究開発の特性・規模に応じて、適切な範囲内で可能な限り評価の簡略化を行い、

評価活動を効率的に行う。

- 評価が無駄となったり形式化することにより、現場に徒労感を生み出す原因となるため、評価結果を誰がどのように活用するのか、その主体ごとの役割や責任を予め明確にし、関係者に周知。

(5) 評価人材の養成・確保等

- 評価人材（評価事務局職員、プログラムオフィサー等、評価者）を養成・確保するための総合的な取り組みを推進。
- 評価に先立つ調査分析の充実及び評価手法等の開発の推進など評価システム高度化のための調査研究を実施。
- データベースの構築・活用。

(6) 世界的水準による評価の実施

- 研究開発の国際化への対応に伴い、海外の専門家や豊富な海外経験を有する研究者等を評価に参加させるとともに、世界的なベンチマークを積極的に取り入れるなど、世界的な視点での評価を実施。

(7) 対象別事項

対象：研究開発施策、研究開発課題、研究開発機関等、研究者等の業績

研究開発施策の評価

- 評価を適切に実施するため、施策の企画立案時に、達成目標を明確に設定するとともに、評価に活用することが可能な定性的・定量的な指標の設定に努める。
- 評価については、
 - ・原則外部の専門家等を評価者とする外部評価により実施。
 - ・事前・事後評価を行う。
 - 事前評価は、施策の位置付け、実施の必要性、施策が担う範囲、目的や目標、実施手段等の妥当性等を把握し、資源配分的意思決定等を行うために実施。
 - 事後評価は、成果等を次の施策につなげていくために必要な場合には、終了前に実施。
 - ・5年毎を目安として中間評価を行う。
 - ・施策の特性に応じて、効果・効用や波及効果を確認するため追跡評価を行う。

- 評価実施主体は、評価対象や目的に応じて、評価方法を明確かつ具体的に設定し、被評価者等に予め周知。科学技術の急速な進展や社会経済情勢の変化等、研究開発を取り巻く状況に応じ、評価方法を見直す。
- 研究開発の特性や規模に応じて、研究開発の世界水準を踏まえて評価を実施。
- 中間・事後評価は、目標の達成状況等を評価の基本とするが、副次的成果や理解増進、研究基盤の向上、さらに、当該研究が次代を担う若手研究者の育成にいかに関与したかなど、次につながる成果を幅広く捉えた評価を実施。

研究開発課題の評価

- 「競争的資金」、「重点的資金」、「基盤的資金」による課題に区分。
- 課題の特性や分野、規模等に応じて、適切な評価の目的や評価結果の活用の仕方、評価方法や項目を設定し実施。

<競争的資金による研究開発課題>

- 評価については、
 - ・ 外部の専門家等を評価者とする外部評価により実施。
 - ・ 事前（審査）・事後評価を行う。
 - 事後評価は、研究開発の特性や発展段階に応じて、優れた成果が期待され発展が見込まれる課題は、切れ目なく研究開発が継続できるよう、終了前に実施し、次の事前評価に活用。
 - ・ 3年毎を目安として中間評価を行う。
 - 実施期間が5年程度で終了前に事後評価が予定される課題は、課題の性格等に応じて、計画の重要な変更が無い場合には、適切な進行管理を行い、中間評価は必ずしも要しない。
 - ・ 課題の特性に応じて、効果・効用や波及効果を確認するため追跡評価を行う。
- 評価実施主体は、評価対象や目的に応じて、評価方法を明確かつ具体的に設定し、被評価者に予め周知。科学技術の急速な進展や社会経済情勢の変化等、研究開発を取り巻く状況に応じ、評価方法を見直す。
- 申請書の内容や実施能力の観点も重視した審査。事前評価（審査）では少数意見も尊重し、斬新な発想や創造性等を見逃さないよう配慮。若手、産業界の研究者等に対しても配慮。
- 中間・事後評価は、目標の達成状況等を評価の基本とするが、副次的成果や理解増進、研究基盤の向上、さらに、当該研究が次代を担う若手研究者の育成に

いかに貢献したかなど、次につながる成果を幅広く捉えた評価を実施。

- 研究開発の特性や規模に応じて、被評価者は、目標の設定や達成状況等に関して、自己点検・評価を行い、評価者はその内容を評価に活用。
- 評価実施主体は、過去に評価を行った者を評価者に含めるなど、継続性を確保。
- 評価の過程で、評価者と被評価者による意見交換の機会を確保。
- 基礎研究等については、画一的・短期的な観点から性急に成果を期待するような評価に陥ることのないよう留意。

<重点的資金による研究開発課題>

- 評価については、
 - ・ 外部の専門家等を評価者とする外部評価により実施。
 - ・ 事前・事後評価を行う。
 - 事後評価は、成果等を次の課題につなげていくために必要な場合には、終了前に実施。
 - ・ 3年毎を目安として中間評価を行う。
 - 実施期間が5年程度で終了前に事後評価が予定される課題は、課題の性格等に応じて、計画の重要な変更が無い場合には、適切な進行管理を行い、中間評価は必ずしも要しない。
 - ・ 課題の特性に応じて、効果・効用や波及効果を確認するため追跡評価を行う。
- 評価実施主体は、評価対象や目的に応じて、評価方法を明確かつ具体的に設定し、被評価者に予め周知。科学技術の急速な進展や社会経済情勢の変化等、研究開発を取り巻く状況に応じ、評価方法を見直す。
- 課題の計画が、研究開発施策と整合し、その方法が妥当か評価。
- 大規模プロジェクトは、特に入念に事前評価を実施。中間・事後評価は、目標の達成状況等を評価の基本とするが、副次的な成果や理解増進、研究基盤の向上、さらに、当該研究が次代を担う若手研究者の育成にいかに貢献したかなど、次につながる成果を幅広く捉えた評価を実施。
- 研究開発の特性や規模に応じて、被評価者は、目標の設定や達成状況等に関して、自己点検・評価を行い、評価者はその内容を評価に活用。
- 評価実施主体は、過去に評価を行った者を評価者に含めるなど、継続性を確保。
- 基礎研究等については、画一的・短期的な観点から性急に成果の期待するような評価に陥ることのないよう留意。

<基盤的資金による研究開発課題>

- 機関長が定めたルールに従い実施。必要に応じて機関評価に活用し、機関における経常的な研究開発活動全体の改善に資する。

研究開発機関等の評価

- 機関運営面と研究開発の実施・推進面から実施。
- 機関長は、評価結果を機関運営の改善や機関内の資源配分に反映。
- 評価結果を責任者たる機関長の評価につなげる。

研究者等の業績評価

- 所属する機関の長がルールを整備し、責任をもって実施。多様な活動に配慮。研究者を萎縮させず、果敢な挑戦を促すなどの工夫が必要。

(8) 機関や研究開発の特性に応じた配慮事項

独立行政法人通則法、国立大学法人法等との関係

- 独立行政法人評価委員会、国立大学法人評価委員会が第三者評価を実施。本指針を参考とすることを期待。
- 本指針をもって新たな機関評価を行う義務は発生しない旨を明確化。

大学等における学術研究

- 専門家集団における学問的意義についての評価を基本。
- 長期的・文化的観点に立った評価が必要。
- 萌芽的な研究の推進とともに、柔軟で多様な発想を生かし、育てるという視点。
- 成果の事後的な評価だけでなく、研究者の意欲や活力、発展可能性を適切に評価。
- 人文・社会科学では、個人の価値観が評価に反映される部分が大きい点に配慮。
- 研究と教育の有機関係へ配慮し、大学等の諸機能全体の適切な発展を目指す。

(9) フォローアップ

- フォローアップの結果等を踏まえ、本指針の見直し。
- 評価推進部局は、評価結果を取りまとめ、評価システム全体の見直し。

